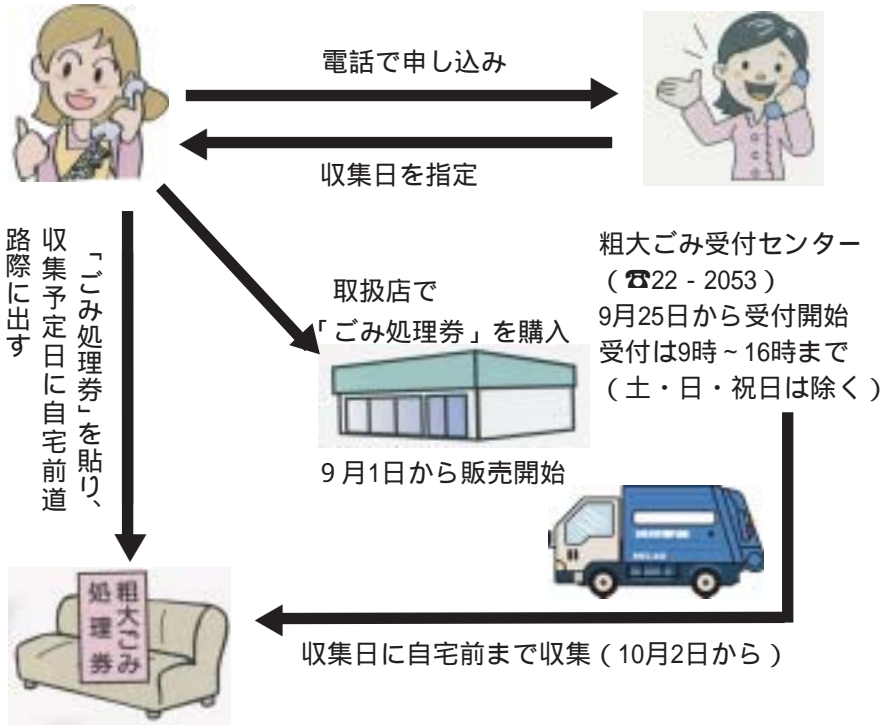


10月から粗大ごみの出し方が変わります



お知らせ

指定ごみ袋のサンプルを配布します

町は、町指定ごみ袋の容量や強度などを確認していただくため、20ℓと30ℓの指定ごみ袋各1枚を、8月1日から全戸に配布します。8月末までに届かない場合は、役場環境対策課へ連絡ください。なお、販売店は、サンプル内のチラシをご覧ください。

これまでの説明会に出席できなかった方のため有料化説明会を開催します

8月23日(水) 18時～ゆとろ
 8月25日(金) 18時～西当別コミセン

10月から処理手数料が変わります

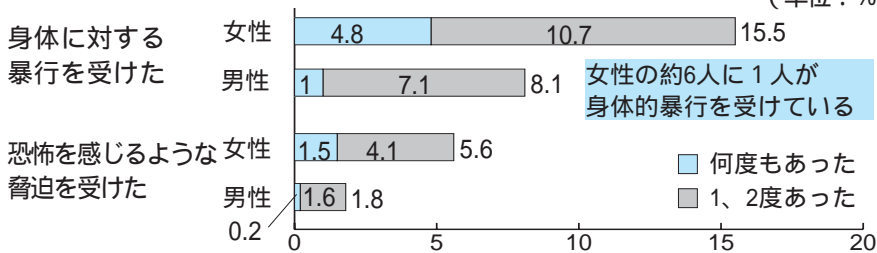
- ◆ 事業系ごみ処理料
10kgにつき120円(改定前80円)
- ◆ し尿汲取料
1荷210円(改定前150円)

ひとりで悩まずに相談しましょう ドメスティックバイオレンス (DV)

ドメスティックバイオレンスとは、夫婦間や恋人など親密な関係にある人から受ける暴力のことを言います。

配偶者などからの被害経験

内閣府「配偶者等からの暴力に関する調査」(平成14年度)(単位:%)



暴力には、以下にあげるようなものがあります

①身体的暴力

- ・ 殴る蹴る、物を投げつける
- ・ 髪を引っ張る、掴んで引きずる

②精神的暴力

- ・ ばかにする、罵る、からかう
- ・ 何を言っても無視する



③経済的暴力

- ・ 生活費を渡さない
- ・ 誰のおかげで食べていけるのだなどと言う

④性的暴力

- ・ 性行為を強要する

⑤その他の暴力

- ・ 子どもに暴力をふるう

ひとりで悩まずに相談しましょう

恥ずかしい、家族に迷惑がかけると気にすると、取り返しがつかない大きな事件になることがあります。ひとりで悩まずに、是非、相談ください。

専門的な相談場所

- ◆ 道立女性相談援助センター (☎011-666-9955) 相談時間 平日の9時～17時 (カウンセリングも行っていきます)
- ◆ 道庁男女平等参画推進室 (☎011-221-6780) 相談時間 平日の9時～17時
- ◆ 北海道警察本部相談センター (☎011-241-9110)

身近な相談場所

- ◆ 心配ごと相談(社会福祉協議会) 第2・4木曜日(☎22-2301)
- ◆ 福祉課福祉係 (ゆとろ内・☎23-3019)

選挙

組合員対象の選挙です 当別土地改良区総代総選挙

任期満了に伴う総代総選挙が次のとおり行われます。

▼告示日 8月29日(火)

▼立候補の届出期間

8月29日・30日

(時間は8時30分～17時)

▼受付場所 役場大会議室

▼投票日 9月5日(火)

▼立候補届に関する用紙

町選挙管理委員会・当別土地改良区に備えています。

▼詳細・問合せ 町選挙管理委員会事務局(☎23-2330・内線229)



税金

産業廃棄物に関する 税制度がスタート

10月1日から、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課税する「循環資源利用促進税」がスタートします。この税は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル推進などの費用に充てられます。



負担税額(廃棄物1トン当たり)

期間	税額
18年10月1日～ 19年3月31日	330円
19年4月1日～ 20年3月31日	660円
20年4月1日～	1,000円

▼詳細 石狩支庁課税課間税係(☎011-281-7937)

ダム

当別ダム建設事業関連事業者 連携会議が開催されました

今回の会議では、翌年度の事業概要や地元地域の動き、当別ダム建設事業の検証について協議しました。

詳細についてはホームページで閲覧できるほか、町企画課内に資料を備え付けてありますのでご覧ください。

▼ホームページ

<http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ds/sdg/sap-dogen/toubetudamu/2rengiji.htm>

▼問合せ

札幌土木現業所当別ダム建設事務所(☎23-4722)

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

国民年金は、世代間の助け合い制度です

国民年金制度は、高齢・障がいを負ったとき・配偶者の死亡などによって生活できなくなることを防ぐための制度です。

国民年金の給付に必要な費用は、全体で公平に負担するという考え方を基本とし、個人が負担する保険料、国庫負担金、厚生年金・共済年金からの拠出金、および積立金の運用収入でまかなうことになっています。このことから、公的年金制度は、『世代間による助け合いの制度』とされています。

国民年金は、皆様の納める保険料から成り立っていますので、納め忘れのないようにしましょう。

なお、所得が少なく納付が困難な場合には、申請免除の制度がありますので、ご相談ください。

▼問合せ 住民生活課国保年金係(☎23-2467)

・役場窓口年金相談日 8月10日(木)・23日(水)

役場1階 住民生活課国保年金係

・年金保険相談所の開設(札幌北社会保険事務所)

8月18日(金)10時～15時 商工会館

保険証の更新時期が近づきました

◇被保険者証の更新について

現在使用中の被保険者証の有効期限は9月30日です。新しい被保険者証は9月中旬に郵送する予定ですが、窓口交付希望の方、長期間不在のため郵送日の変更を希望する方は8月31日(木)までに電話でお申し込みください。

◇遠隔地用の被保険者証が必要な方

出稼ぎなどで必要な方は、役場窓口で申請してください。

◇学生用の被保険者証が必要な方

4月以降に「学生用被保険者証」の交付を受けている方は、「旧学生用被保険者証」と「新しい被保険者証」を持参し窓口にお越しください。新たに必要となった方は、学生証など、学生であることを証明できるものと新しい被保険者証を持参し、申請してください。

◇被保険者証の有効期限

被保険者証は、毎年更新となっていますので、有効期限は、平成19年9月30日までとなっています。